

第4期吹田市障がい者計画

第5期吹田市障がい福祉計画

第1期吹田市障がい児福祉計画

第5章 第1期吹田市障がい児福祉計画

5-1 基本的な考え方

障がい児の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図るとともに、障がいの有無にかかわらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

本市では、平成8年（1996年）6月に「吹田市療育システム検討委員会」を設置し、よりよい療育システムのあり方について検討し構築を進めるなかで、施策の充実と機関連携の促進に努めてまいりました。平成19年（2007年）4月には、一人ひとりの児童の特性に応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点施設としてこども支援交流センター（平成24年（2012年）4月にこども発達支援センターに名称変更）を整備し、発達に課題のある児童とその家族の支援に積極的に取り組んできました。

また、平成27年（2015年）3月に策定した第4期吹田市障がい福祉計画に基づき、こども発達支援センターが中心となって障がい児支援の強化と障がい児通所支援サービスの整備を図ってまいりました。

障がい児通所支援サービスは放課後等デイサービスを中心に利用者が増大し、発達に課題のある児童とその家族をとりまく生活環境は大きく変化しています。

「第1期障がい児福祉計画」では、障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応し、必要な時に必要な支援に着実につないでいけるよう、関係機関と連携体制を強化し、取組みを推進してまいります。

また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年（2015年）4月～平成32年（2020年）3月）とも連携しながら、施策の充実に努めてまいります。

(1) 重点的な課題項目

◎ 重点課題 1

療育を必要とする児童の早期発見に向けた取組の推進

こども発達支援センターでは、地域支援センターにおいて母子保健を担当する保健センターと連携し、1歳6か月児健康診査事後指導後の早期親子療育としてバンビ親子教室を開室しています。今後は、バンビ親子教室の充実と、子育て支援課やのびのび子育てプラザなど、子育て支援を担当する部局ともさらなる連携をし、あらゆる機会をとおして早期発見と適切な支援につないでいく方策を推進します。

また、早期発見に向けた取組みを推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。

(検討項目)

- ・ 乳児後期（生後10か月頃）を対象とした親子教室の実施
- ・ 子育て支援コンシェルジュ事業との連携強化
- ・ 吹田市域療育等関係機関連絡会の有機的な連携

◎ 重点課題 2

乳幼児期から就学後まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供

療育支援にあたっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、特に小学校就学時にはそれまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保が必要です。

また、就学して初めて支援ニーズがある場合においては、児童への支援とともに、保護者の理解を深めるための支援体制の充実が必要です。今後は、支援機関との関わりや発見時期等により児童やその保護者への支援が不十分にならないよう、あらゆる関係機関と連携し、包括的な支援体制の整備に努めます。

(検討項目)

- ・ 就園・就学児童を対象とした親子教室の充実
- ・ 児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルの活用
- ・ 保護者を対象とした学習会や支援体制の充実
- ・ 吹田市障がい児支援事業者等連絡会との連携強化

◎ 重点課題 3

医療的ケアが必要な児童の地域生活支援

医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置をめざします。また、医療型児童発達支援センターや重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援及び、訪問型支援の充実に取り組みます。

(検討項目)

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
- ・医療的ケア児の通所支援、訪問型支援の充実

◎ 重点課題 4

児童の発達支援や家族への支援を一体的に提供する相談支援体制の充実・強化

障がい児通所支援サービスの利用は年々増加しており、支援ニーズに沿った適切な利用計画を策定し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かい支援を提供するためには、障がい児相談支援を実施する事業者の確保とこども発達支援センターによる後方的な支援等、相談支援体制の充実・強化が必要です。

また、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の社会資源を適切に提供していくためのコーディネーター機能の強化が必要です。

さらに、保護者が必要な支援サービスを選択できるように、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の児童をとりまく機関がスムーズに障がい児相談支援につなげていくことも必要です。

(検討項目)

- ・コーディネーター機能強化に向けた研修、啓発
- ・新たな相談支援事業者の参入促進
- ・吹田市療育等関係機関連絡会及び吹田市障がい児支援事業者等連絡会との連携強化

(2) 現行福祉サービス及び重点的な取組み

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等 訪問支援	保育所を利用中又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
障がい児 相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書の作成を行うサービスを提供します。

【基盤整備の考え方】

- 障がい児福祉サービスの基盤整備を図り、障がい児とその家族の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが重要です。
- 身近な地域において、児童の状態に応じた質の高い支援を行うことができるよう、児童発達支援事業所等の療育機関の充実に取り組みます。
- こども発達支援センターを障がい児支援の拠点として、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、支援ニーズの把握と適切な支援の提供を推進するとともに、療育システム体制のさらなる整備を進めます。

【重点取組】

- 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス事業者との連携を強化し、情報共有や課題解決に向けた研修を実施する等、療育水準の向上に努めます。
- 障がい児相談支援を実施する事業者の確保及び質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を実施する事業者の参入促進に努めます。
- 多様な支援ニーズに対応していくため、療育システムの再構築を図ります。また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」との円滑な連携に努めます。
- 必要な時に必要な支援に着実につないでいける体制の整備に努めます。

5-2 障がい児支援の提供体制の整備等（成果目標）

【成果目標】

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置については、国の基本指針及び大阪府の考え方に沿い、こども発達支援センターが平成24年度に児童発達支援センターとなり、保育所等訪問支援についても平成27年度からこども発達支援センターが実施主体となっています。また、平成29年度に保育所等訪問支援事業所連絡会を設置し、課題の共有・解決方策の検討等を行い、連携強化を図っています。今後も訪問支援がスムーズに実施できるよう、民間事業所とも連携を図りながら支援の充実をめざします。

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、市内に3か所の事業所があります。また、医療型児童発達支援センターが2か所あり、未就学児童の療育支援を行っています。今後も国の基本指針及び大阪府の考え方に沿い、重症心身障がい児の支援態勢の整備を進めてまいります。

- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、国の基本指針及び大阪府の考え方に沿い、吹田市域療育等関係機関連絡会を協議の場として位置づけます。この連絡会には吹田市民病院（小児科）や吹田保健所、わかたけ園、吹田療育園、箕面支援学校等、医療的ケア児の療育に関わる機関が参加しており、医療的ケアをテーマとした例会を実施する等、医療的ケア児のための協議を行っています。今後も必要に応じて民間の事業所にも参加を呼びかけ、支援の充実に努めます。